



発行 東京都

- 東京都貸金業法施行細則の一部を改正する規則……………(産業労働局金融部貸金業対策課)…一
- 家畜伝染病予防法の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任に関する規則……………(産業労働局農林水産部食料安全課)…二
- 家畜伝染病のまん延防止に関する規則の一部を改正する規則……………(同)…二
- 告 示
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)…二
- 市街地再開発事業の規準及び事業計画の変更認可……………(同)…二
- 建築基準法による一団地の区域 (二件)……………(同)…二
- 建築基準法による一団地の区域 (二件)……………(同)…二
- 宅地建物取引業法による行政処分……………(住宅政策本部民間住宅部不動産業課)…三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除 (二件)……………(同)…六
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除 (二件)……………(同)…八
- 貸金業法による行政処分……………(産業労働局金融部貸金業対策課)…一〇
- 都道の区域変更 (四件)……………(建設局道路管理部路政課)…一〇

規 則

目 次

- 國立市長選挙における選挙の効力に関する審査申立てについての裁決……………七
- 政治団体の届出 (三件)……………一九
- 政治団体の届出事項の異動の届出 (三件)……………三一
- 資金管理団体の解散の届出 (三件)……………三三
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出 (三件)……………三五
- 資金管理団体の取消しの届出……………三九
- 資金管理団体でなくなつた旨の届出 (二件)……………四〇

公 告

- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………(環境局総務部環境政策課)…四一

規 則

東京都貸金業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。
令和七年四月八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十三号

東京都貸金業法施行細則の一部を改正する規則

東京都貸金業法施行細則（昭和五十八年東京都規則第百四十六号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式(表中)

「所 属
職 氏 名
」
年 月 日生
を

に改める。

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除 (二件)……………(同)…八

に改める。

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (二件)……………(同)…八

○都道の区域変更 (四件)……………(建設局道路管理部路政課)…一〇

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

家畜伝染病予防法の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年四月八日

●東京都規則第百十四号

家畜伝染病予防法の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

家畜伝染病予防法の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和三十一年東京都規則第百九号）の一部を次のように改正する。

本則中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

家畜伝染病のまん延防止に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年四月八日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百十五号

家畜伝染病のまん延防止に関する規則の一部を改正する規則

家畜伝染病のまん延防止に関する規則（平成四年東京都規則第百九十九号）の一部を次のように改正する。

家畜伝染病のまん延防止に関する規則の一部を改正する規則

第二条第二項中「指定した家畜等」の下に「（法第三条の二第一項の特定家畜伝染病防疫指針に基づき、当該道府県知事が当該規則に基づく制限の対象外としたものを除く。）」を加え、「同規則」を「当該規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●東京都告示第五百七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき虎ノ門一丁目東地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年四月八日

東京都知事 小池百合子

一 組合の名称

虎ノ門一丁目東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和四年六月二十四日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区

港区虎ノ門一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区西新橋一丁目八番四号

令和四年六月二十四日

五 変更の内容

事業施行期間を令和十年三月三十一日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和七年四月八日

●東京都告示第五百八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十条の九第一項の規定に基づき東京都市計画事業神宮前六丁目地区第一種市街地再開発事業の規準及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第五十条の八第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年四月八日

東京都知事 小池百合子
令和七年四月八日

東京都知事 小池百合子

小金井一丁目六番二十号)

一 再開発会社の名称

神六再開発株式会社

二 市街地再開発事業の種類及び名称

東京都市計画事業神宮前六丁目地区第一種市街地再開

発事業

三 事業施行期間

平成三十一年一月十五日から令和六年八月三十一日ま

で

四 施行地区

渋谷区神宮前六丁目地内

五 事務所の所在地

渋谷区神宮前六丁目二十八番四号

六 施行認可の年月日

平成三十一年二月十五日

七 変更の内容

事業施行期間に、令和七年四月八日から同年七月三十
一日までを加える。

事務所の所在地を渋谷区道玄坂一丁目二十一番一号に
変更する。

八 規準及び事業計画の変更の認可の年月日

令和七年四月八日

● 東京都告示第五百九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条

の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規
定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す
る。

○ 東京都告示第五百十号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条
の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規
定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す
る。

令和七年四月八日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木竜一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

清瀬市松山三丁目千十八番一、同番
三百五及び千六十三番二の各一部並
びに千六十三番四

令和七年三月十
三日

の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規
定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す
る。

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課（小平市花

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

板橋区大谷口上町三十番一、同番四
十七、同番四十八、三十一番十、同
番二十七の一部、五十五番一、同番
四、同番七、五十六番一、同番六の
一部、同番十二、同番十三、五十八
番二十三、六十六番三及び七十二番

令和七年三月五
日

六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七
十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月八日

一 被処分者

(一) 商号 株式会社日の出エステート

(二) 代表者氏名 代表取締役 曽我秀行
所の所在地 新宿区新宿一丁目三十六番二号
第七葉山ビル三〇五号

(三) 主たる事務 所の所在地 新宿区新宿一丁目三十六番二号
第七葉山ビル三〇五号

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇八六七六号
(五) 免許年月日 令和四年十二月九日

(二) 処分年月日 令和七年三月二十二日

三 処分内容 免許の取消し

(四) 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

○ 東京都告示第五百十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十二条
第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月八日

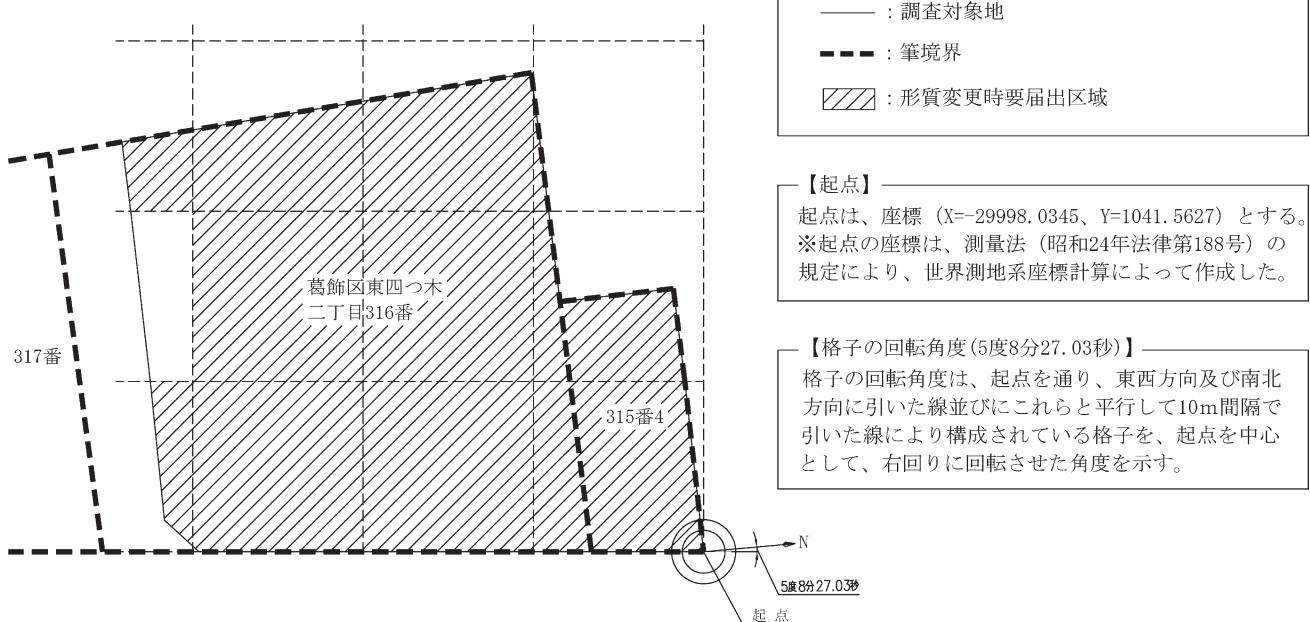
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (葛飾区東四つ木二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアノ化合物、鉛及びその化合物並びにふつ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



● 東京都告示第五百十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條
第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月八日

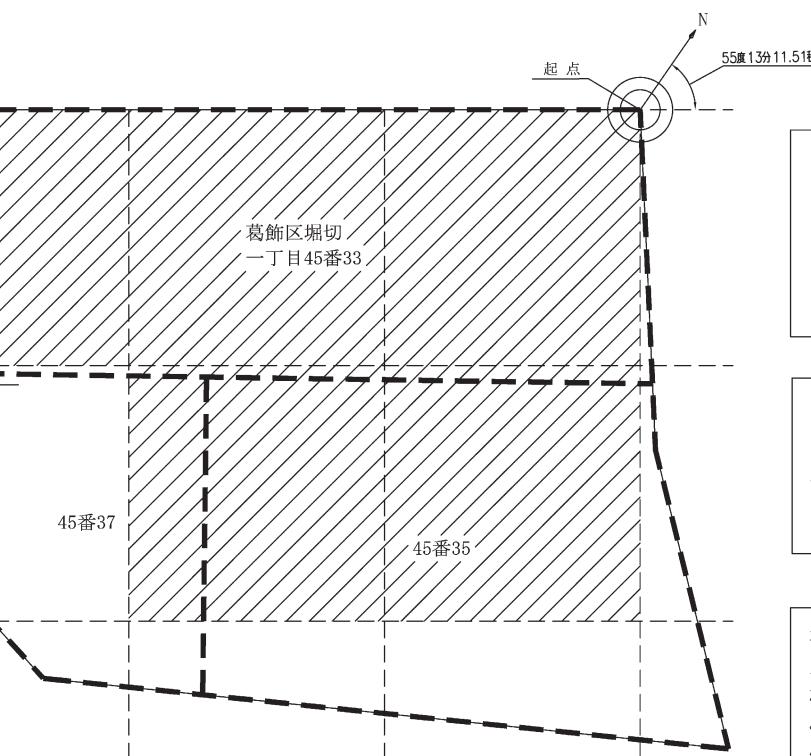
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（葛飾区堀切一
丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第二十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並
びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 シアン化合物並びに鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 調査対象地
- - - : 筆境界
- // : 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、次の座標とする。

X座標 : -2888.347, Y座標 : -397.2267
座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の
規定により、世界測地系座標計算によつて
作成した。

【格子の回転角度(55度13分11.51秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西
方向及び南北方向に引いた線並びにこ
れらと平行して10m間隔で引いた線に
より構成されている格子を、起点を中
心として、右回りに回転させた角度を
示す。

◎ 東京都告示第五百十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條
第二項の規定により、令和六年東京都告示第七百八十九号
により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第
三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次
のとおり告示する。

令和七年四月八日

東京都知事 小池百合子

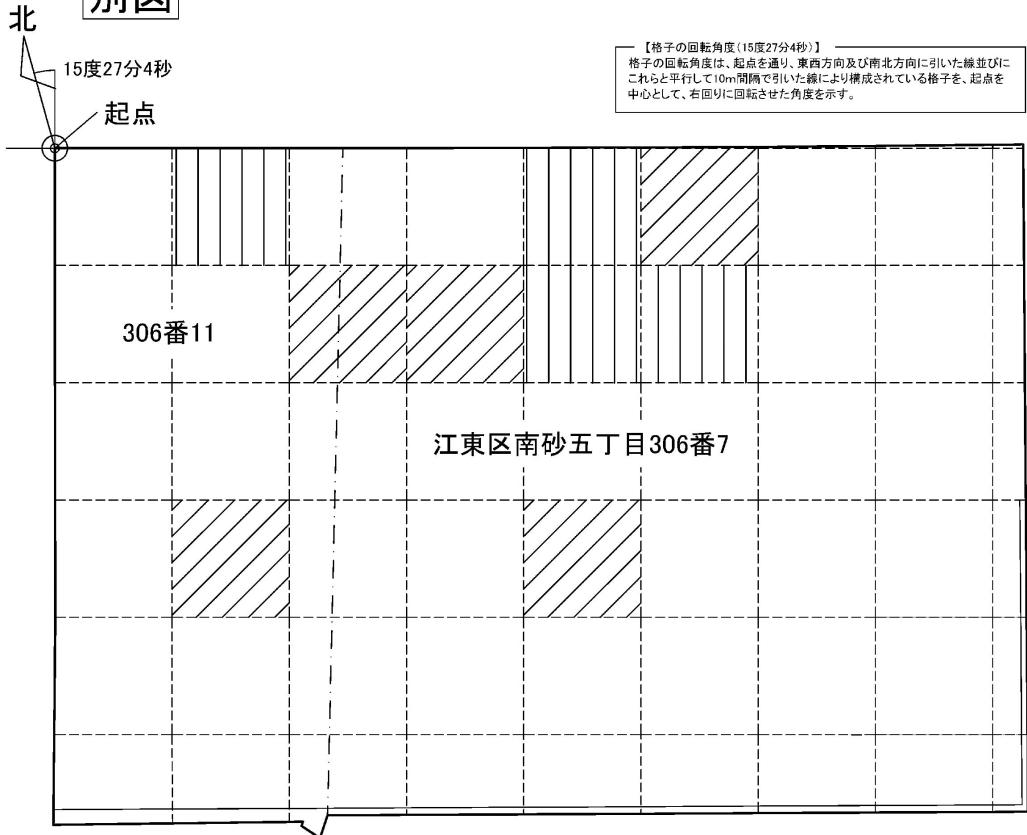
一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区南砂五丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準

に適合していなかった特定有害物質の種類 硫素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



● 東京都告示第五百十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條
第二項の規定により、令和六年東京都告示第百五号により
指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項に
おいて準用する同法第六条第二項の規定により、次のとお
り告示する。

令和七年四月八日

東京都知事 小池百合子

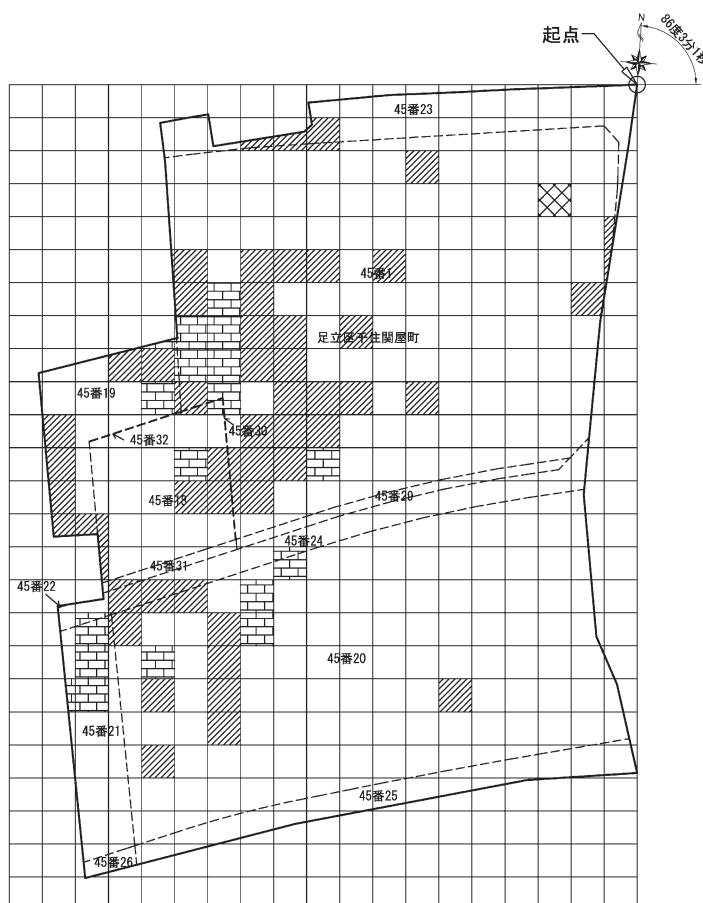
一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区千住閑屋
町地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十二条第一項の基準
に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム
化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びに
ふつ素及びその化合物

三 規則第三十二条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域
(令和6年東京都告示第1085号
により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(令和6年東京都告示第105号
により指定した区域)
- 単位区画
- - - 筆境界
- 調査対象地

【起点】

起点は、足立区千住閑屋町45番23の最北端とする。

【格子の回転角度（86度3分1秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに
これらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、
起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

◎ 東京都告示第五百十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條
第二項の規定により、令和二年東京都告示第五号及び令和三年東京都告示第三百三十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月八日

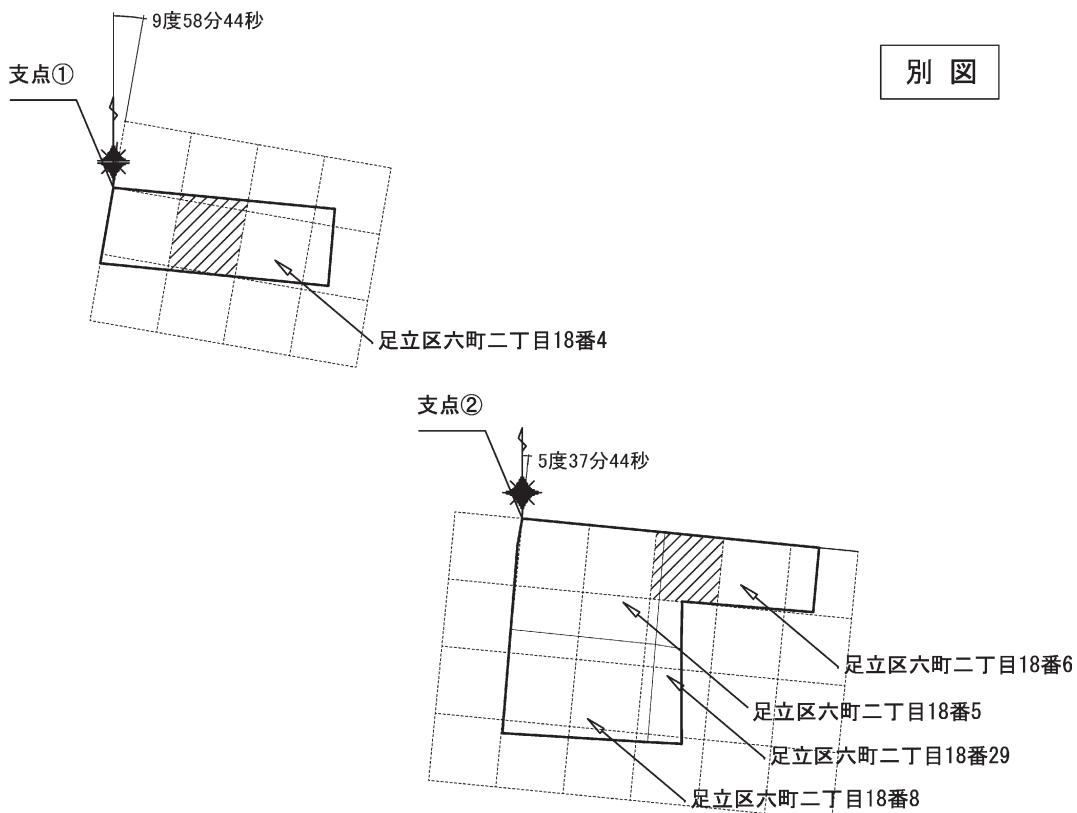
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区六町二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 クロロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 指定を解除する区域
- 単位区画
- 筆境界

【支点】

支点①は、足立区六町二丁目18番4の最北端とする。
支点②は、足立区六町二丁目18番5の最北端とする。

【格子の回転角度】

支点① 9度58分44秒
支点② 5度37分44秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

● 東京都告示第五百十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條
第二項の規定により、令和二年東京都告示第千四百九十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同條第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月八日

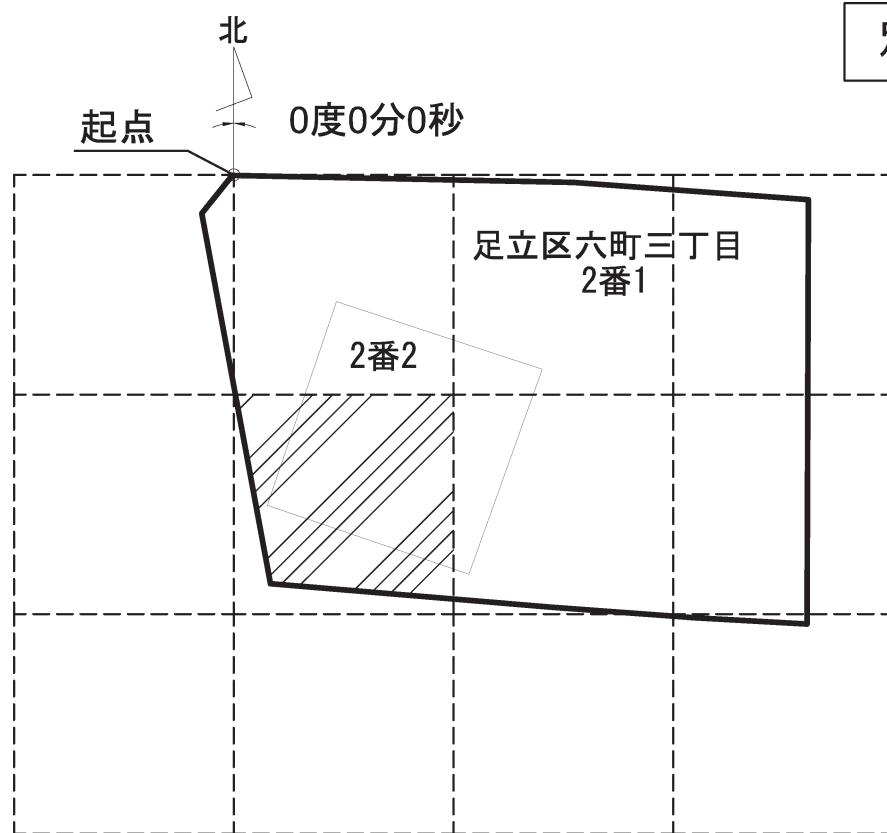
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区六町三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふつ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【起点】

起点は、足立区六町三丁目2番1の最北端とする。

【格子の回転角度（0度0分0秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

— 敷地境界
— 筆境界
- - - 単位区画

■ 指定を解除する区域

● 東京都告示第五百十八号

資金業法(昭和五十八年法律第三十二号)以下「法」という。)第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

令和七年四月八日

東京都知事 小池百合子

一 被処分者

(一) 商号又は名 称 株式会社デイリープランニング

(二) 氏名(法人の場合は代表者氏名) 中村 健太

(三) 主たる営業所の所在地 台東区東上野一丁目七番十二号 德永ビル四階四〇一号

(四) 登録番号 東京都知事(3)第三一六九八号

(五) 登録年月日 令和六年八月三十一日

二 処分年月日

令和七年三月十八日

三 処分の内容

業務の全部(弁済の受領に関する業務及び訴訟又は調停に応ずる業務並びに東京都知事が個別に承認した行為を除く。)を停止する。

四 業務停止期間

令和七年三月二十八日から同年六月二十五日まで(九十日間)

五 適用条文

法第二十四条の六の四第一項第二号

● 東京都告示第五百十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年四月八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年四月八日

東京都知事 小池百合子

一路線名

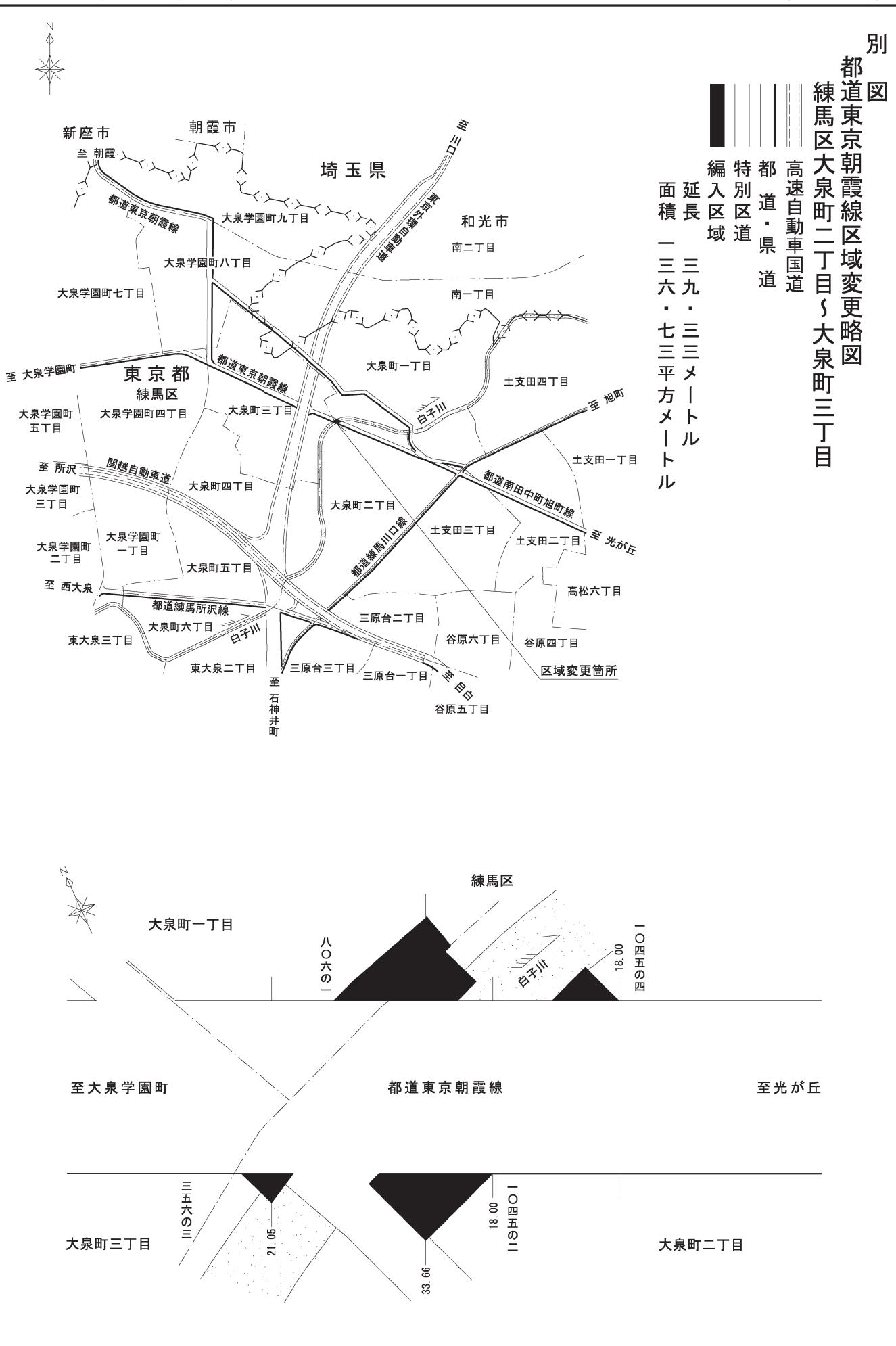
東京朝霞

二 変更の区間

練馬区大泉町二丁目千四十五番四地内から同区大泉町三丁目三百五十六番三地先まで

三 変更の概要

別図表示のとおり



● 東京都告示第五百二十号
道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別図

都道王子千住夢の島線区域変更略図
荒川区西尾久五丁目地内

延長 二三・九〇メートル

面積 一〇〇・八七平方メートル

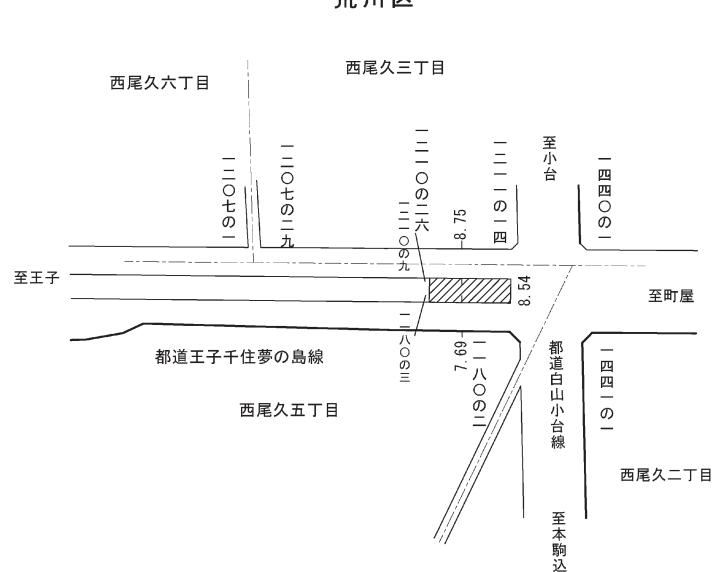


その関係図面は、令和七年四月八日から起算して二週間
東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和七年四月八日

東京都知事 小池百合子

- | | |
|----------|-----------------------|
| 一 路線名 | 王子千住夢の島 |
| 二 變更の区間 | 荒川区西尾久五丁目千二百十一番十四地先まで |
| 三 變更の概要 | 先から同所千二百十一番十四地先まで |
| 別図表示のとおり | |

荒川区



別
圖

都道瑞穂富岡線 都道所沢青梅線 区域変更略図

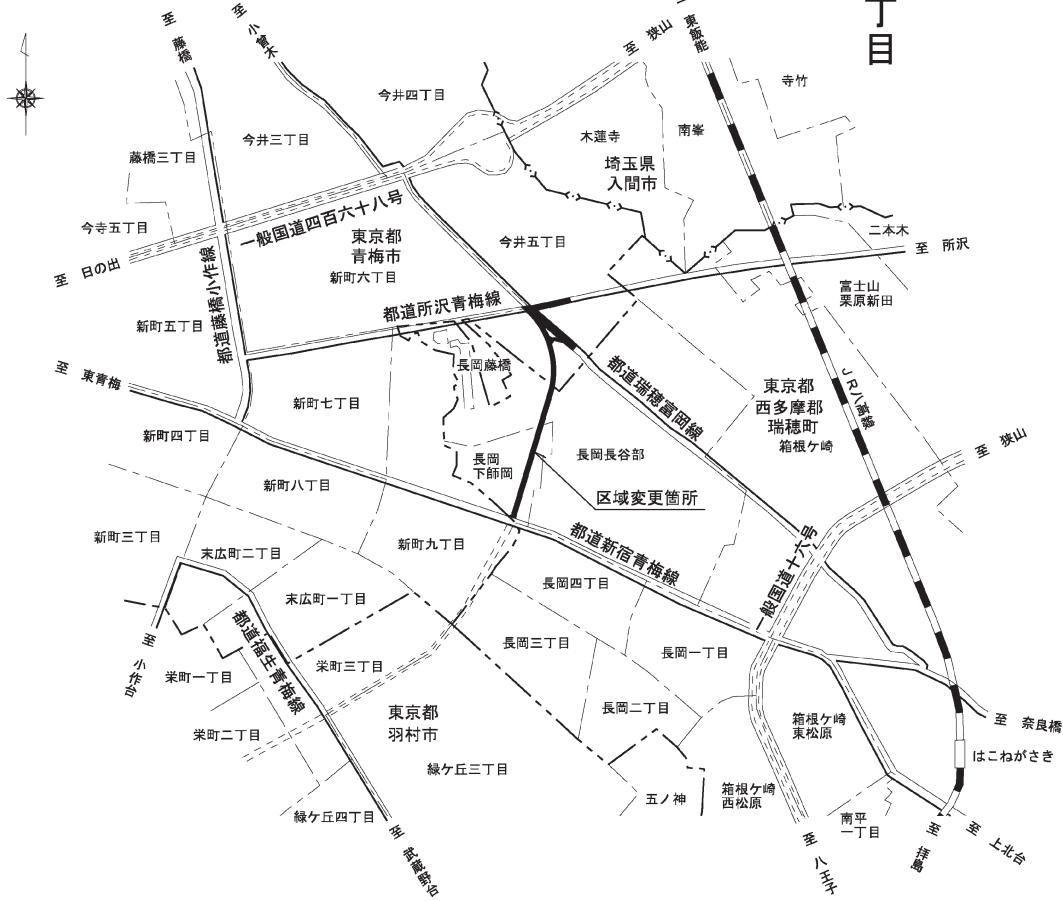
● 東京都告示第五百二十一号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。その関係図面は、令和七年四月八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年四月八日
瑞一
西
変更の区間

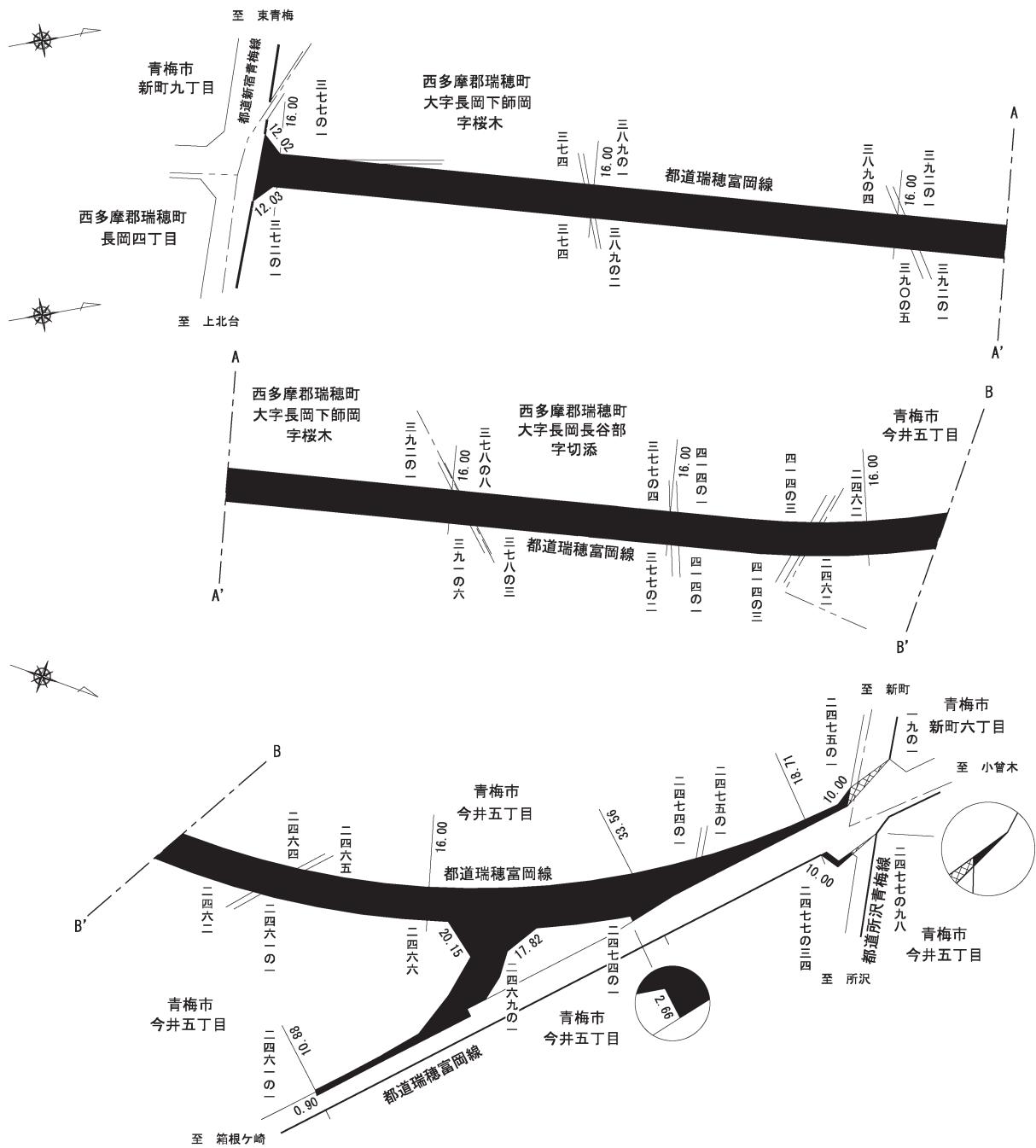
東京都知事 小池百合子
瑞穂富岡
西多摩郡瑞穂町大字長岡下師岡字桜木
三百七十二番一地先から青梅市新町六
丁目十九番一地先まで

(三) 変更の概要	(一) 路線名	変更の概要
別図表示(2)のとおり	青梅市今井五丁目二 十七地先から同所二 地内まで	別図表示(1)のとおり
(二) 変更の区間	所沢青梅	
(三)		

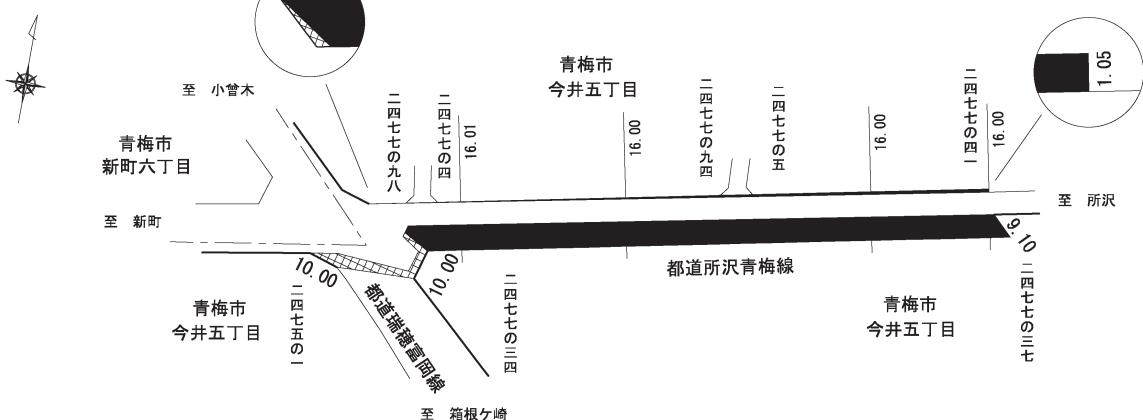
一般国道	
都道	市道・町道
編入区域	(1) 都道瑞穂富岡線
延長	一、〇五三・四九メートル
面積	一七、六〇七・六五平方メートル
重用編入区域	(2) 都道所沢青梅線
延長	二一〇・二一メートル
面積	一、六六〇・九六平方メートル
重用編入区域	(1) 都道瑞穂富岡線（都道所沢青梅線との重用編入）
延長	三六・二七メートル
面積	八一・八六平方メートル
(2) 都道所沢青梅線（都道瑞穂富岡線との重用編入）	
延長	三八・五三メートル
面積	一三七・〇二平方メートル
計画線	



(1) 都道瑞穂富岡線



(2) 都道所沢青梅線



別図

● 東京都告示第五百二十二号

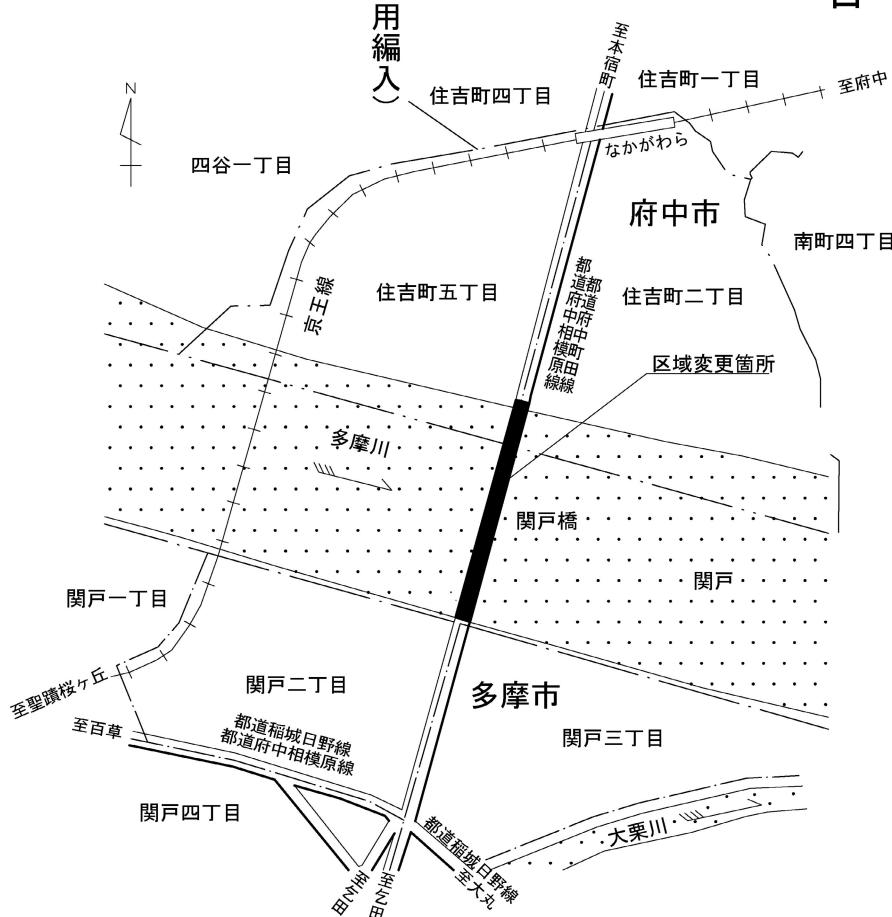
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和七年四月八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

都道府中相模原線 区域変更略図

府中市住吉町二丁目より多摩市関戸三丁目

都道
市道
編入区域

- (1) 都道府中町田線
延長 面積 三、七八〇・九三メートル
(2) 都道府中相模原線（都道府中町田線との重用編入）
延長 面積 三、七八一・一七平方メートル



令和七年四月八日

東京都知事 小池百合子

二(一) 変更の概要 別図表示(1)のとおり

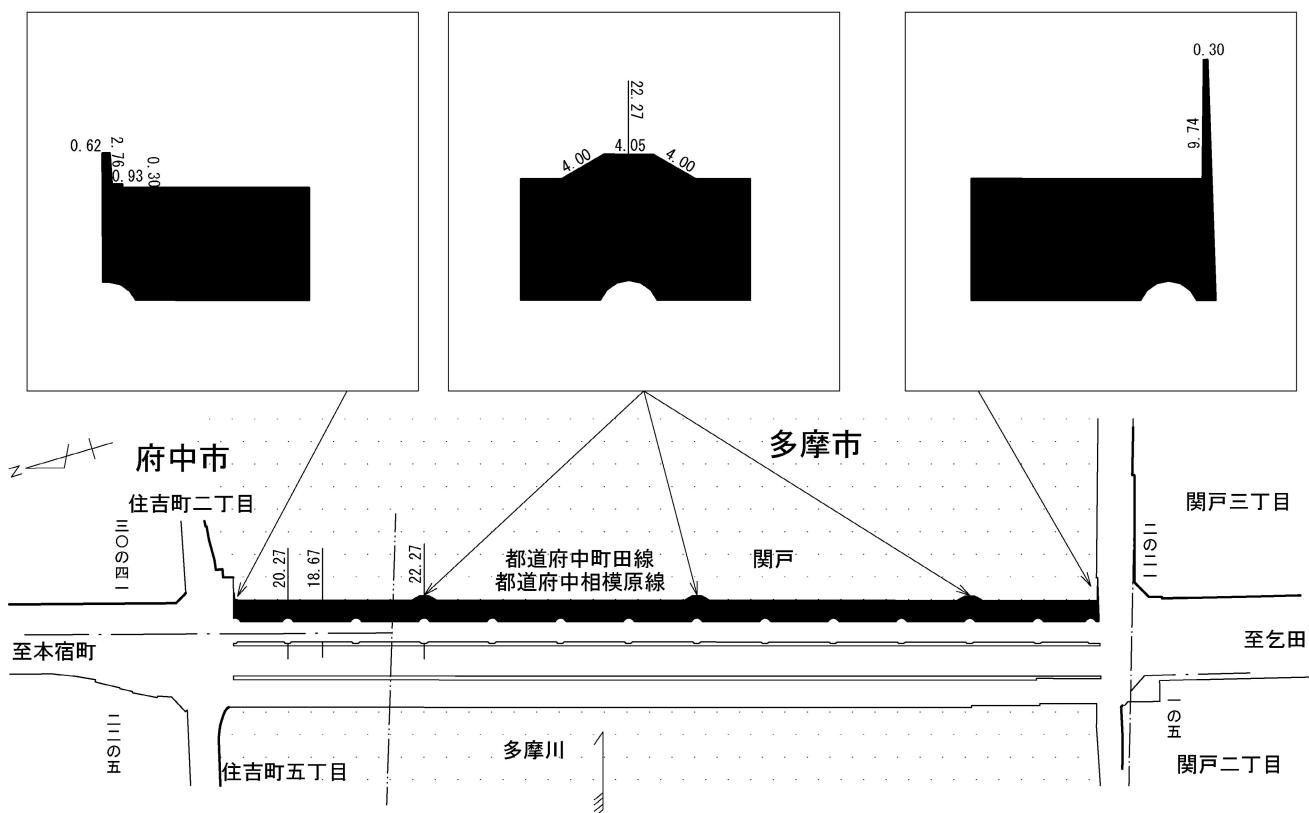
二(二) 路線名 府中相模原

二(三) 変更の区間 府中市住吉町二丁目三十番四十一地先から多摩市関戸三丁目二番二十一地先まで

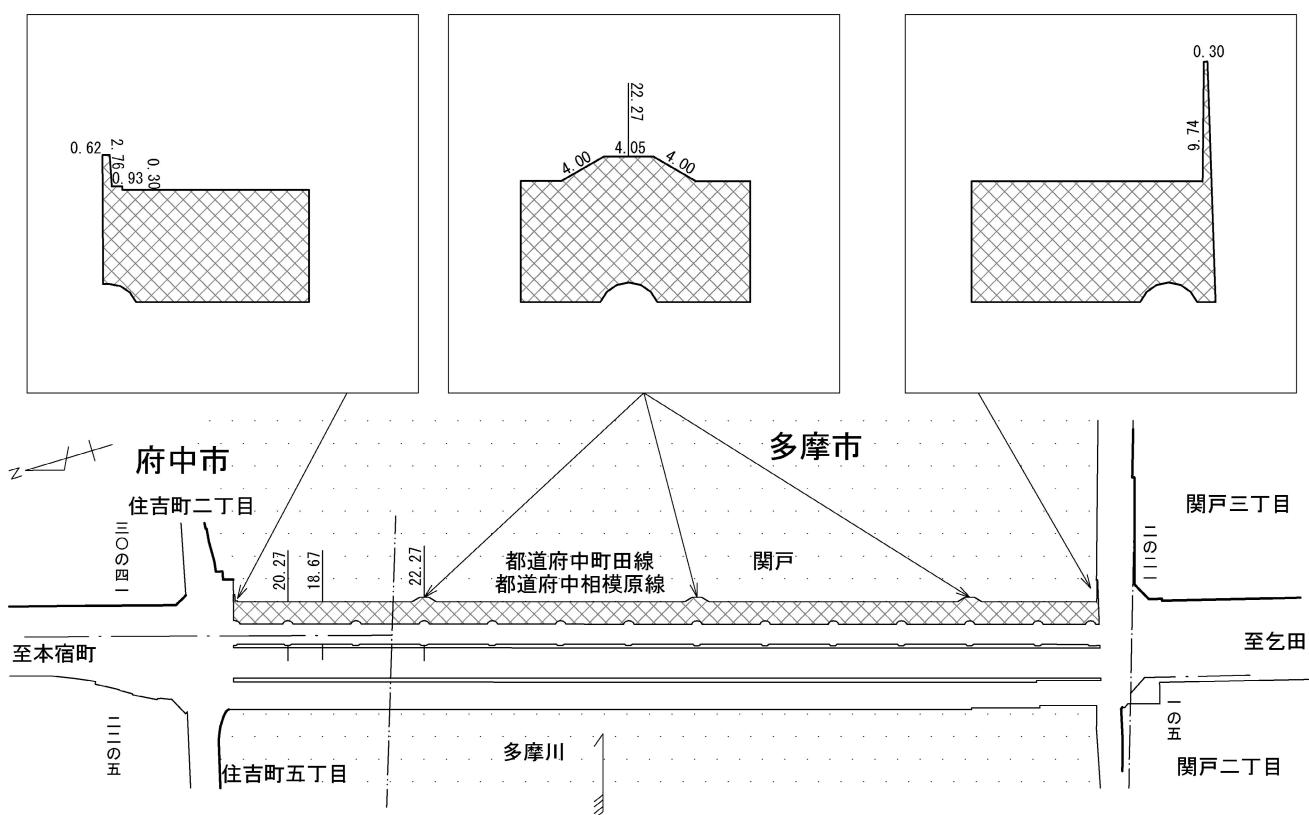
(一) 路線名 府中町田
変更の区間 から多摩市関戸三丁目二番二十一地先まで

(二) 変更の概要 別図表示(2)のとおり

(1) 都道府中町田線



(2) 都道府中相模原線



告示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第二十一号

令和六年十二月十五日執行の国立市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十六年法律第二百号）第二百十五條の規定により告示する。

令和七年四月八日

東京都選挙管理委員会

裁決書

審査申立人 星野 隆彦

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和7年1月28日に提起された、令和6年12月15日執行の国立市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は審理し、次のとおり裁決する。

主文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

1 審査の申立ての趣旨

本件審査の申立ての趣旨は、申立人が本件選挙における選挙の効力に関するとして、令和6年12月19日に国立市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出（以下「本件異議申出」という。）をしたところ、市委員会は、令和7年1月17日、本件異議申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたため、原決定を取り消し、本件選挙の効力を無効とする裁決を求めるものである。

2 審査の申立ての理由

申立人の本件審査の申立ての理由は、概ね次のとおりであると認められる。

(1) 本件選挙の当選人である浜崎真也（以下「浜崎候補」という。）は告示前から宣伝カー（拡声機を使用の選挙運動）による選挙運動をしており、これは選挙違反であり、浜崎候補の選挙公報のプロフィール経歴（国土交通省以後の経歴）にも疑惑がある。

浜崎候補は、立憲民主党の未松義規に依頼して選挙運動を行っていたが、子供食堂（上原）氏に背後から抱きつき、身柄拘束を伴う暴行を行い、同氏に対する複数回の暴行を黙認しており、暴行罪共犯である。

(2) 本件選挙で落選した永見理夫（以下「永見候補」という。）は告示前の令和6年12月1日から宣伝カー（拡声機使用の選挙活動）による選挙活動をしており、これは選挙違反である。また、令和6年12月2日13時20分頃に国立駅前交番前で、市議会議員大谷と永見候補の宣伝カー運転手は、申立人に対し、後頭部パンチ1発・顔面パンチ5発・腹部足蹴り2発等の傷害事件を起こしており、申立人は、救急車で災害医療センターに搬送され、全治2週間の傷害を負っているが、この所為は傷害罪の共犯であり、永見候補の立候補無効である。

また、永見候補は、告示前の令和6年12月3日14時に国立駅前交番前に、國立市議会議員大谷・宣伝カー運転手と政治活動中の申立人の背後から現れ、申立人の脇を振る暴行を行ったので立候補無効である。

永見候補は、告示前の令和6年12月4日午前7時～午前8時20分頃矢川駅北口の階段前に立ち、自民党（青木・石井・大谷）らと大音量拡声機を使用し、「國立市長永見理夫を名乗り國立市長選挙立候補します。」旨の告示前選挙違反を行ったので立候補無効である。

永見候補は、令和元年6月までの3年間給与月額95万円、令和元年6月～令和6年12月に至るまで給与80万5000円であり、東京都知事小池百合子の給与月額72万8千円であるが、選挙期間中の街頭選挙活動で「私、永見理夫は、給与全額を受け取った事はない！都知事より給与が少ない！星野隆彦の選挙チラシはデマです！星野隆彦は、嘘つきです。」旨を拡声機で演説して、申立人の名譽棄損を行い、申立人の國立市長選挙立候補妨害を行ったので立候補無効であり、供託金没収である。

当委員会は、令和7年1月28日に提起された本件審査の申立ての形式的要件を審査したところ、形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、市委員会からは同年2月14日に弁明書及び関係資料の提出を受け、慎重かつ厳正に審理した。

その結果は以下のとおりである。

第1 申立人の主張に対する当委員会の判断

1 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第205条第1項の規定により、その選挙が「選挙の規定に違反すること」があり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。

この「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に關する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のときは、これに當たるものではない。」（最高裁判所昭和61年2月18日判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行手続に關する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現實に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいう」（最高裁判所昭和29年9月24日判決、最高裁判所昭和51年9月30日判決）とされている。

2 以上の觀点から、申立人の主張する本件審査の申立てについて、選挙が無効とされる場合に該当するか否か順次検討する。

(1) 申立ての理由(I)について

申立人は、本件選挙の当選人である浜崎候補が本件選挙の告示よりも前から選挙運動を行っていたこと、浜崎候補の選挙公報に掲載された経歴に疑惑があること、浜崎候補が暴行行為を黙認したことを主張する。しかし、いざれも候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反に関するものであり、市委員会が「選挙の規定に違反」している

ことには当たらない。

よって、本件選舉において、市委員会に「選舉の規定に違反する」行為は認められないから、選舉無効の理由にはならない。

(2) 申立ての理由(2)について

申立人は、永見候補の本件選舉告示前の選舉違反行為があったことや、申立人への暴行行為及び名譽棄損行為があつた旨を主張するが、上記第1の2(1)と同様に、いずれも候補者、選舉運動者等の選舉の取締りないし罰則規定違反に関するものであり、市委員会が「選舉の規定に違反」していることには当たらない。

よって、本件選舉において、市委員会に「選舉の規定に違反する」行為は認められないから、選舉無効の理由にはならない。

第2 審理の結果

以上のとおり本件選舉については、申立人の主張はいずれも理由がなく、法第216条第2項で準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和7年3月26日

東京都選舉管理委員会
委員長 澤野正明

法第203条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

●東京都選舉管理委員会規則第111条

政治資金規正法（昭和1131年法律第百九十四号）第六条第一項（同法第六条の二）の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和七年四月八日

東京都選舉管理委員会

1 政党的支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党的支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類(第1号)
自由民主党東京都衆議院選挙区第六支部	土屋 美和	三浦 由紀子	世田谷区桜新町1-14 -17	R6. 10. 15	○	衆議院議員
自由民主党東京都衆議院選挙区第二十三支部	吉原 修	高梨 栄史郎	町田市中町1-5-10	R6. 10. 15	○	衆議院議員
自由民主党東京都第十五選挙区支部	大空 幸星	久保 理香子	江東区東陽3-6-12	R6. 10. 7	○	衆議院議員
日本維新の会衆議院東京都第24選挙区支部	佐藤 由美	佐藤 由美	八王子市明神町2-25 -3	R6. 10. 17	○	衆議院議員
立憲民主党東京都第30総支部	五十嵐 衣里	山下 恭司	府中市宮西町3-5-4	R6. 10. 2	○	衆議院議員

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)
大空こうき後援会	大空 幸星	久保 理香子	江東区三好1-8-3	R6. 10. 7	衆議院議員	大空 幸星、衆議院議員

(2) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類(第1号)
結の会	金澤 結衣	金澤 清隆	江東区深川2-16-2 3	R6. 10. 1	衆議院議員

(3) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)
森ゆういち後援会	林 新一	小柳 尚夫	立川市高松町3-4-1 5	R6. 10. 15	森 裕一、衆議院議員
よくらさゆり後援会	海老原 繁	鈴木 成之	八王子市越野22-6	R6. 10. 15	興倉 さゆり、衆議院議員

(4) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
荒川区長と共に歩む会	小林 清三郎	光永 太郎	荒川区南千住2-7-2	R6. 10. 3
いんどう周作東京後援会	前野 耕一	池田 淳一	港区六本木1-7-27	R6. 10. 11
太田ひろのり励ます会	太田 宏徳	佐竹 秀昭	小金井市貫井南町4-1 6-3	R6. 10. 3
加藤なぎさ後援会	加藤 なぎさ	加藤 なぎさ	港区南青山3-10-4 1	R6. 10. 8

久住勇樹後援会	久住 勇樹	久住 勇樹	豊島区千早1-9-12	R6. 10. 11
佳友会	阿部 克則	奥井 清一	江東区大島5-48-9	R6. 10. 23
世田谷区を改革する会	稗島 進	稗島 麻里子	世田谷区船橋5-14-7	R6. 10. 24
武田ゆういちろう後援会	武田 祐一郎	武田 夏美	府中市新町3-10-49	R6. 10. 8
千葉めぐみとともに歩む会	千葉 めぐみ	千葉 達也	武藏野市中町1-2-3	R6. 10. 24
中井れい子励ます会	中井 礼子	西田 信一	小金井市中町2-19-33	R6. 10. 3
日本の明日をつくる会	久住 勇樹	久住 勇樹	豊島区千早1-9-12	R6. 10. 9

● 東京都選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出が附されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和七年四月八日

東京都選挙管理委員会

1 政党的支部

(1) 国會議員関係政治団体以外の政党的支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	以上の町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党東京都江戸川区 第十五支部	岩田 将和	山崎 泰助	江戸川区上篠崎3-9-13	R6. 11. 1	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 国會議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
暮らしバージョンアップ2025	田中 健太郎	武山 健自	世田谷区太子堂5-16-9	R6. 11. 14
小澄けんしろう後援会	小澄 健士郎	小澄 舞	杉並区上荻2-20-8	R6. 11. 25
子育て給付金ひとり毎月10万円支給する労働組合党	村元 寅次	村元 征次郎	大田区蒲田5-19-6	R6. 11. 14
三筆連 政治団体 足立支部	橋本 孫美	飯塚 大城	足立区栗原1-19-8	R6. 11. 8
七福神	糸川 正晃	吉永 直樹	世田谷区上用賀1-6-2	R6. 11. 12
志動会	齋藤 佳伸	原 淳	渋谷区宇田川町1-12	R6. 11. 6
政策広報研究センター	池田 健三郎	池田 幸子	目黒区大岡山1-31-17	R6. 11. 6
適正納税労働支援の会	鈴木 秀	鈴木 三仁	豊島区池袋2-50-9	R6. 11. 28
東京で一番笑顔を大事にする協会	相澤 良則	相澤 良則	渋谷区代々木3-54-4	R6. 11. 1
都民ファーストの会岡本さとし後援会	岡本 慧	岡本 慧	品川区平塚2-9-31	R6. 11. 13
都民ファーストの会品川区第一支部	岡本 慧	岡本 慧	品川区平塚2-9-31	R6. 11. 13
都民ファーストの会新宿区第二支部	近藤 聖菜	近藤 洋佑	練馬区東大泉6-31-26	R6. 11. 26
都民ファーストの会なかやましづ後援会	中山 詩都	中山 詩都	板橋区徳丸2-23-3	R6. 11. 18
都民ファーストの会宮本せな後援会	近藤 聖菜	近藤 洋佑	練馬区東大泉6-31-26	R6. 11. 26
ともにつくるくにたち	平岡 順子	平岡 順三	国立市中1-11-48	R6. 11. 18
みなとちあきを応援する会	湊 哲璃	高橋 洋三	八王子市東浅川町1098-1	R6. 11. 19
村松としたか友の会	村松 俊孝	加藤 孝	町田市中町4-8-18	R6. 11. 5
友政会	横田 哲弥	横田 友美	町田市東玉川学園2-1-3	R6. 11. 8

1 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類 (第1号)	公職の候補者の 氏名及び公職の種類 (第2号)
浦川ゆうすけ後援会	浦川 祐輔	浦川 祐輔	八王子市散田町3-15 -22	R6. 12. 2	衆議院議員	法第十九条の七第一項 第一号及び第二号に係 る国会議員関係政治団 体

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
おおやけい子後援会	大屋 啓子	大屋 幸一	葛飾区立石4-32-1 5	R6. 12. 11
川村ゆうだいサポートーズ	高木 陽介	上野 和彦	新宿区南元町14-1	R6. 12. 26
きもと麻由後援会	木本 麻由	木本 麻由	江戸川区船堀4-15- 11	R6. 12. 13
せきやすあき後援会 西風 会	本橋 竜平	高橋 正徳	西東京市下保谷1-1- 4	R6. 12. 6
千間いづみを育てる会	織間 泉実	織間 宏幸	西東京市芝久保町5-1 0-41	R6. 12. 9
谷さみよを励ます会	福田 義宏	此島 澄子	豊島区雑司が谷1-31 -3	R6. 12. 4
とく山れいこ後援会	徳山 麗子	徳山 麗子	大田区山王2-5-6	R6. 12. 16
都民ファーストの会深見貴 子後援会	深見 貴子	深見 勇志	千代田区一番町20-5	R6. 12. 20
都民ファーストの会目黒区 第一支部	山口 星矢	末松 侑樹	目黒区大橋1-5-1	R6. 12. 12
ともに挑む！千代田の新時 代の会	野口 威光	柏木 正人	千代田区神田神保町3- 2-13	R6. 12. 16
練馬区民の党	芹澤 慶行	雄谷 唯斗	練馬区石神井台4-7- 29	R6. 12. 12
早川はるよ後援会	早川 晴代	早川 正夫	葛飾区東新小岩6-26 -8	R6. 12. 11
大和ゆきお後援会	大和 行男	梅津 拓史	大田区池上6-2-15	R6. 12. 3

● 東京都選挙管理委員会告示第二十五号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六

条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称

等を次のとおり公表する。

令和七年四月八日

東京都選挙管理委員会

1 政党的支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党東京都本部	岡本 三成	代表者の氏名	岡本 三成	高木 陽介	R6. 10. 5
参政党東京第9支部	百川 一郎	代表者の氏名 会計責任者の氏名	百川 一郎 橋本 奈美	伊東 雅彦 行永 里実子	R6. 10. 7 R6. 10. 7
自由民主党東京都衆議院選挙区第七支部	大塚 珠代	政治団体の名称 公職の種類(第一号)	自由民主党東京都衆議院選挙区第七支部 衆議院議員	自由民主党東京都参議院選挙区第四支部 参議院議員	R6. 10. 13 R6. 10. 13
自由民主党東京都第九選挙区支部	今村 洋史	会計責任者の氏名	柴 伸哉	瀬木 秀紀	R6. 9. 24
自由民主党東京都第十六選挙区支部	大西 洋平	代表者の氏名	大西 洋平	大西 英男	R6. 10. 11
自由民主党八王子総支部	水野 淳	主たる事務所の所在地	八王子市大楽寺町513-4	八王子市明神町4-1-2	R6. 10. 17
立憲民主党東京都第18区総支部	菅 直人	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	R6. 10. 9
立憲民主党東京都第24区総支部	有田 芳生	代表者の氏名	有田 芳生	長妻 昭	R6. 10. 2

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
牛山正後援会	牛山 正	主たる事務所の所在地	葛飾区東堀切3-9-6	葛飾区お花茶屋3-10-24	R6. 10. 24
大西英男後援会	松下 彰男	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	R6. 10. 9
大西洋平後援会	大西 洋平	国会議員関係政治団体の区分 公職の種類(第一号)	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	R6. 10. 9 R6. 10. 9
小倉まさのぶ後援会	小倉 將信	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R6. 10. 9
菅直人を応援する会	菅 直人	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R6. 10. 9
菅直人を支援する弁理士有志の会	後藤 政喜	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	R6. 10. 9
京友会	影山 さくら	会計責任者の氏名	宮崎 英人	嶋谷 麻衣子	R6. 10. 11
近藤みつのり後援会	近藤 光則	会計責任者の氏名	遠西 一義	神田 捷司	R6. 10. 10
将成会	小倉 將信	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R6. 10. 9

● 東京都選挙管理委員会告示第二十六号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七

第一条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和七年四月八日

東京都選挙管理委員会

デジタル民主主義を考える会 徳永ゆきこ後援会	安野 貴博 徳永 由紀子	主たる事務所の所在地 主たる事務所の所在地 会計責任者の氏名	中央区築地3-7-1 西東京市柳沢1-10-3 滝澤 将史	中央区湊3-4-10 西東京市柳沢5-14-17 前納 悅子	R6. 10. 23 R6. 10. 1 R6. 10. 1
ともに歩むくにたち ぬるき洋平後援会	濱崎 真也 塗木 洋平	主たる事務所の所在地 主たる事務所の所在地	国立市中1-11-48 世田谷区世田谷1-29-1 4	国立市中1-16-73 杉並区上荻3-6-18	R6. 10. 10 R6. 10. 7
府中市薬剤師会政治連盟	内坪 誉志	代表者の氏名	内坪 誉志	宮崎 浩一	R6. 9. 30

● 東京都選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和七年四月八日

東京都選挙管理委員会

1 政党的支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党参議院東京選挙区第1総支部	菊地 とし子	主たる事務所の所在地	千代田区永田町2-17-5	新宿区四谷4-29	R6. 7. 16
公明党衆議院小選挙区東京第21総支部	高木 陽介	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	R6. 10. 9
自由民主党八王子総支部	水野 淳	主たる事務所の所在地	八王子市明神町4-1-2	八王子市大楽寺町513-4	R6. 11. 12
東京維新の会	阿部 司	代表者の氏名	阿部 司	柳ヶ瀬 裕文	R6. 11. 13
日本維新の会衆議院東京都第1選挙区支部	音喜多 駿	公職の種類(第一号)	衆議院議員	参議院議員	R6. 10. 15
立憲民主党東京都第24区総支部	有田 芳生	主たる事務所の所在地	八王子市台町4-44-10	八王子市明神町3-10-6	R6. 11. 1

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
新しい目黒区政をつくる会	天田 純一郎	主たる事務所の所在地	目黒区中町1-23-16	目黒区八雲5-16-2	R6. 11. 25
伊藤悠後援会	伊藤 悠	主たる事務所の所在地	目黒区上目黒1-17-6	目黒区五本木1-15-17	R6. 11. 25
いながき孝子とまちの暮らしを考える会	稻垣 孝子	主たる事務所の所在地	品川区豊町5-11-9	品川区二葉1-10-11	R6. 7. 1
いのくち幸子社会保障研究会	猪口 幸子	主たる事務所の所在地	葛飾区柴又4-9-16	葛飾区柴又4-6-14	R6. 10. 8
大貫はなこ後援会	大貫 はなこ	主たる事務所の所在地	台東区蔵前2-8-10	台東区下谷1-11-15	R6. 11. 1
音喜多駿後援会	音喜多 駿	主たる事務所の所在地	新宿区新宿1-10-2	千代田区永田町2-1-1	R6. 10. 15
		公職の種類(第一号)	衆議院議員	参議院議員	R6. 10. 15
		公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	音喜多 駿、衆議院議員	音喜多 駿、参議院議員	R6. 10. 15
輝く世田谷を創る会	内藤 勇耶	主たる事務所の所在地	世田谷区太子堂2-14-6	世田谷区新町1-35-12	R6. 11. 27
		代表者の氏名	内藤 勇耶	内藤 俊彦	R6. 11. 27
革新都区政をめざす北区民の会	大場 俊英	会計責任者の氏名	野村 寿乃	富沢 欣也	R6. 11. 10
金澤ゆい後援会	金澤 結衣	主たる事務所の所在地	江東区深川2-16-23	江東区三好4-7-21	R6. 11. 4
かわぐちめぐみ後援会	川口 めぐみ	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R6. 11. 1

品川・生活者ネットワーク 政経研究会	田中 奏香 高木 陽介	主たる事務所の所在地 政治団体の名称 主たる事務所の所在地	品川区豊町5-11-9 政経研究会 日野市日野台2-2-21	品川区二葉1-10-11 高木陽介後援会 立川市錦町1-4-4	R6. 7. 1 R6. 11. 18 R6. 11. 1
誠潔会 高木陽介後援会	小田原 潔 高木 陽介	主たる事務所の所在地 国会議員関係政治団体の区分	立川市高松町3-14-11	千代田区永田町2-1-2 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R6. 11. 1 R6. 10. 9
田中さやかと子どもの未来を育む会	田中 奏香	主たる事務所の所在地	品川区豊町5-11-9	品川区二葉1-10-11	R6. 7. 1
東京都医師政治連盟足立支部	有野 亨	代表者の氏名 会計責任者の氏名	有野 亨 有野 亨	阿部 聰 阿部 聰	R6. 6. 29 R6. 6. 29
都民ファーストの会板橋区第一支部	中山 詩都	主たる事務所の所在地 代表者の氏名 会計責任者の氏名	板橋区徳丸2-23-3 中山 詩都 中山 詩都	板橋区徳丸4-19-12 渡邊 義輝 渡邊 義輝	R6. 11. 14 R6. 11. 14 R6. 11. 14
ねんりんの会	山田 美樹	主たる事務所の所在地	新宿区四谷2-14	千代田区永田町2-1-2	R6. 11. 1
日比谷政治経済研究会 福田かおると楽しい日本を創る会	中村 喜四郎 北口 かおる	国会議員関係政治団体の区分 会計責任者の氏名	国会議員関係政治団体以外の 川田 由紀	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体 北口 善裕	R6. 10. 9 R6. 11. 17
もがみよしのり後援会	最上 佳則	主たる事務所の所在地	墨田区太平1-9-5	台東区上野5-16-16	R6. 9. 1
吉川りな後援会	吉川 里奈	国会議員関係政治団体の区分 主たる事務所の所在地	国会議員関係政治団体以外の 福岡県福岡市博多区奈良屋町1-1	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体 新宿区山吹町366-1	R6. 11. 12 R6. 10. 27
吉田ゆみことまちの未来をつくる会	吉田 由美子	主たる事務所の所在地	品川区豊町5-11-9	品川区二葉1-10-11	R6. 7. 1
ライフアップ倶楽部	細金 寛	代表者の氏名 会計責任者の氏名	細金 寛 中村 進	植田 吉則 鈴木 良晴	R6. 11. 1 R6. 11. 1

備考 従来、東京都選挙管理委員会に届出されていた吉川りな後援会は、福岡県選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

1 政党的支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党西多摩総支部	原田 剛	会計責任者の氏名	青木 健	増崎 俊宏	R6. 12. 15
参政党東京第3支部	米元 啓悟	会計責任者の氏名	濱場 澄恵	中村 恵祐	R6. 6. 9
参政党東京第5支部	岡川 大記	代表者の氏名	岡川 大記	新井 慎一	R6. 12. 26
参政党東京都城東支部連合会	岩本 勝幸	会計責任者の氏名	前橋 恭子	竹内 隆宏	R6. 12. 24
自由民主党東京都世田谷区第3支部	三宅 茂樹	会計責任者の氏名	三宅 弘	三宅 茂樹	R6. 12. 18
日本維新の会衆議院東京都第17選挙区支部	猪口 幸子	主たる事務所の所在地	葛飾区柴又7-1-10	葛飾区柴又4-6-14	R6. 12. 9
立憲民主党東京都第3区総支部	阿部 祐美子	会計責任者の氏名	岩井 禅	山村 明嗣	R6. 12. 16
立憲民主党東京都第7区総支部	松尾 明弘	主たる事務所の所在地	渋谷区笹塚2-11-1	渋谷区代々木1-23-10	R6. 11. 1
		会計責任者の氏名	小池 真実子	山崎 泰	R6. 11. 1
立憲民主党東京都第13区総支部	長妻 昭	主たる事務所の所在地	足立区梅田6-33-5	足立区中川2-15-6	R6. 12. 1
立憲民主党東京都第24区総支部	有田 芳生	会計責任者の氏名	大井 赤亥	小林 裕恵	R6. 12. 11

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
青木英太を育てる会	青木 英太	主たる事務所の所在地	目黒区洗足2-18-3	目黒区原町2-7-11	R6. 6. 1
あべ祐美子後援会	阿部 祐美子	国会議員関係政治団体の区分 公職の種類(第一号) 公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員 阿部 祐美子、衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体 R6. 10. 15 R6. 10. 15 R6. 10. 15	R6. 10. 15
荒川区・足立区西部政治改革研究会	猪口 孝一	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体 R6. 12. 1	R6. 12. 1
有田まさとし後援会	有田 正寿	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体 R6. 10. 28	R6. 10. 28
五十嵐えりと歩む会	高橋 文子	主たる事務所の所在地 国会議員関係政治団体の区分	府中市宮西町3-5-4 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	武藏野市中町1-2-3 国会議員関係政治団体以外の政治団体 R6. 10. 4	R6. 10. 4

● 東京都選挙管理委員会告示第二十八号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七

第一条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和七年四月八日

東京都選挙管理委員会

						R6. 10. 4
井上信治連合後援会	原嶋 和利	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号） 会計責任者の氏名	五十嵐 衣里、衆議院議員 臼井 悠人	岩崎 百合子	R6. 12. 10	
いのくち幸子社会保障研究会	猪口 幸子	主たる事務所の所在地	葛飾区柴又7-1-10	葛飾区柴又4-9-16	R6. 12. 9	
えざきさなえ後援会	江崎 早苗	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R6. 12. 18	
太田真也後援会	太田 真也	主たる事務所の所在地	渋谷区本町5-38-10	渋谷区本町6-32-1	R6. 11. 20	
大西洋平後援会	大西 洋平	国会議員関係政治団体の区分 公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体 大西 洋平、衆議院議員	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	R6. 10. 29	R6. 10. 29
音喜多駿後援会	音喜多 駿	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R6. 12. 23	
葛飾区政治改革研究会	猪口 孝一	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R6. 12. 1	
かまた悦子サポートーズクラブ	鎌田 悅子	主たる事務所の所在地	板橋区板橋2-64-5	板橋区上板橋3-26-7	R6. 12. 3	
久保りかサポーターの会	久保 里香	政治団体の名称	久保りかサポーターの会	久保りか励ます会	R6. 12. 10	
孝友会	猪口 孝一	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R6. 12. 1	
小山くにひこ後援会	小山 有彦	会計責任者の氏名	四井 秀成	奥野 大士	R6. 12. 15	
次世代のための社会改良研究所	大賀 靖郎	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R6. 12. 1	
しのはらりか後援会	篠原 里佳	主たる事務所の所在地 会計責任者の氏名	品川区平塚1-1-4 横山 拓海	品川区大井1-11-6 清水 優一	R6. 12. 24	R6. 9. 20
信政会	井上 信治	会計責任者の氏名	臼井 悠人	岩崎 百合子	R6. 12. 10	
政活くらぶ	坪井 恵美	主たる事務所の所在地	中央区東日本橋2-16-1 1	中野区弥生町1-6-5	R6. 12. 1	
税理士による小倉まさのぶ後援会	土方 周明	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	R6. 10. 9	
赤心会	赤荻 克一郎	会計責任者の氏名	前納 悅子	松方 恵美	R6. 12. 21	
玉川英俊後援会	玉川 英俊	会計責任者の氏名	村上 正人	伊藤 忠	R6. 6. 24	
玉川英俊を励ます会	玉川 英俊	会計責任者の氏名	天野 雄太	末安 広明	R6. 12. 20	
東京都蒲田歯科医師連盟	高道 一臣	代表者の氏名	高道 一臣	塩津 二郎	R6. 7. 16	

徳永ゆきこ後援会	徳永 由紀子	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R6. 12. 26
都民ファーストの会新宿区第二支部	近藤 聖菜	主たる事務所の所在地	新宿区西新宿5-8-5	練馬区東大泉6-31-26	R6. 12. 20
都民ファーストの会府中市第二支部	小山 有彦	会計責任者の氏名	渡辺 将	奥野 大士	R6. 12. 15
都民ファーストの会宮本せな後援会	近藤 聖菜	主たる事務所の所在地	新宿区西新宿5-8-5	練馬区東大泉6-31-26	R6. 12. 20
都民ファーストの会山口星矢後援会	山口 星矢	政治団体の名称	都民ファーストの会山口星矢後援会	山口星矢後援会	R6. 12. 12
		主たる事務所の所在地	目黒区大橋1-5-1	目黒区目黒本町5-3-19	R6. 12. 12
中村しんいち後援会	中村 真一	主たる事務所の所在地	新宿区戸山1-16-13	新宿区大久保2-2-20	R6. 8. 21
ふみやと一步踏み出す会	津田 郁也	主たる事務所の所在地	板橋区大山町14-7	板橋区双葉町2-5	R6. 12. 17
松文明後援会	河原井 守	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	R6. 11. 8
みなとあきなりを応援する会	湊 哲璃	政治団体の名称	みなとあきなりを応援する会	みなとあきなりを応援する会	R6. 12. 5
みのりあるめぐろ	上田 みのり	政治団体の名称	みのりあるめぐろ	都民ファーストの会上田みのり後援会	R6. 12. 4
三宅しげき太樹会	本杉 香	代表者の氏名	本杉 香	井上 裕之	R6. 12. 18
		会計責任者の氏名	三宅 弘	鶴殿 知夫	R6. 12. 18
無所属	新井 智陽	政治団体の名称	無所属	新日創会	R6. 12. 13
ME LON本社社会活動委員会	吉田 龍生	代表者の氏名	吉田 龍生	鈴木 勝	R6. 12. 1
		会計責任者の氏名	久保 慶一	半田 真也	R6. 12. 1
望月正謹後援会	望月 正謹	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R6. 12. 22
安田しん後援会	安田 伸	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R6. 10. 28
山下金吾後援会	山下 金吾	主たる事務所の所在地	江東区東砂3-6-18	江東区北砂2-18-2	R6. 4. 1
洋山会	山根 洋平	主たる事務所の所在地	調布市西つつじヶ丘3-23-3	調布市仙川町1-30-1	R6. 12. 1
吉田けいすけ後援会	吉田 桂介	主たる事務所の所在地	北区赤羽2-4-2	北区赤羽2-45-3	R5. 4. 5
よだかれん大応援団	依田 花蓮	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R6. 11. 8
若宮けんじ後援会	若宮 健嗣	主たる事務所の所在地	世田谷区太子堂4-6-1	千代田区永田町2-1-2	R6. 10. 30

備考 従来、東京都選挙管理委員会に届出されていた秀友会は、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。

● 東京都選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十
七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたの
で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公
表する。

令和七年四月八日

東京都選挙管理委員会

1 政党的支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都江戸川区第三十七支部	大西 洋平	R6. 10. 7
自由民主党東京都杉並区第二十支部	井口 かづ子	R6. 10. 28
自由民主党東京都世田谷区第六支部	土屋 美和	R6. 10. 11
自由民主党東京都町田市第三支部	吉原 修	R6. 10. 15

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
大田区新時代！あたらしい女性区長をつくる会	中野 真弓	R6. 3. 31
たけい雅昭後援会	武井 雅昭	R6. 9. 27
都民ファーストの会大田区第1支部	乾 愛	R6. 3. 31
広瀬まさき後援会	坂根 真木	R6. 9. 30
港区民と共に歩む会	小林 敏三	R6. 9. 20

● 東京都選挙管理委員会告示第三十号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十
七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたの
で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公
表する。

令和七年四月八日

東京都選挙管理委員会

1 政党的支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
公明党衆議院小選挙区東京第21総支部	高木 陽介	R6. 11. 18
自由民主党東京都荒川区第十三支部	石橋 尚樹	R6. 11. 1
日本維新の会衆議院東京都第15選挙区支部	金澤 結衣	R6. 9. 30

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
あたらしい目黒区長をつくる会	川端 慎二	R6. 10. 31
池内沙織後援会	岩垂 健	R6. 10. 31
オンリーワンの小金井を創る市民会議	柴崎 健一	R6. 11. 8
計量政策研究会	井林 輿市	R6. 11. 20
しばさき健一とオンリーワンの小金井を創る会	柴崎 健一	R6. 11. 8
都民ファーストの会目黒区第一支部	伊藤 悠	R6. 11. 1
蓮沼つよし後援会	蓮沼 純	R6. 11. 1

● 東京都選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号) 第十
七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたの
で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公
表する。

令和七年四月八日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都品川区第二十五支部	渡部 茂	R6. 12. 13
自由民主党東京都第七選挙区支部	松本 文明	R6. 11. 7
日本維新の会衆議院東京都第7選挙区支部	小野 泰輔	R6. 11. 30
日本維新の会衆議院東京都第13選挙区支部	重田 慶平	R6. 12. 19
立憲民主党東京都第18区総支部	菅 直人	R6. 12. 16
立憲民主党東京都第30区総支部	手塚 仁雄	R6. 12. 10
れいわ新選組衆議院東京都第25区総支部	依田 花蓮	R6. 12. 6

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
荒川区・足立区西部政治改革研究会	猪口 孝一	R6. 12. 17
小野たいすけ後援会	小野 泰輔	R6. 11. 30
葛飾区政治改革研究会	猪口 孝一	R6. 12. 17
かわの達男後援会	河野 達男	R6. 11. 30
菅直人を支援する弁理士有志の会	後藤 政喜	R6. 12. 4
孝友会	猪口 孝一	R6. 12. 17
重田じゅんpei後援会	重田 慶平	R6. 12. 19
シン価値タチカワ	岩下 光明	R6. 12. 1
わたべ茂後援会	渡部 茂	R6. 12. 13

● 東京都選挙管理委員会告示第三十二号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十
 九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
 たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
 等を次のとおり公表する。

令和七年四月八日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
太田 宏徳	市議会議員	太田ひろのり励ます会	小金井市貫井南町4-16-3	R6. 10. 3
久住 勇樹	都議会議員	久住勇樹後援会	豊島区千早1-9-12	R6. 10. 8
千葉 めぐみ	都議会議員	千葉めぐみとともに歩む会	武蔵野市中町1-2-3	R6. 10. 20
中井 札子	市議会議員	中井れい子励ます会	小金井市中町2-19-33	R6. 10. 3

● 東京都選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号) 第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和七年四月八日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
岡本 慧	都議会議員	都民ファーストの会岡本さとし後援会	品川区平塚2-9-31	R6. 11. 13
小澄 健士郎	都議会議員	小澄けんしろう後援会	杉並区上荻2-20-8	R6. 11. 25
近藤 聖菜	都議会議員	都民ファーストの会宮本せな後援会	練馬区東大泉6-31-26	R6. 11. 22
鈴木 秀	都議会議員	適正納税労働支援の会	豊島区池袋2-50-9	R6. 11. 27
中山 詩都	都議会議員	都民ファーストの会なかやましづ後援会	板橋区徳丸2-23-3	R6. 11. 14

● 東京都選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和七年四月八日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
浦川 祐輔	衆議院議員	浦川ゆうすけ後援会	八王子市散田町3-15-22	R6. 11. 25
大屋 啓子	区議会議員	おおやけい子後援会	葛飾区立石4-32-15	R6. 12. 9
木本 麻由	区議会議員	きもと麻由後援会	江戸川区船堀4-15-11	R6. 12. 9
早川 晴代	区議会議員	早川はるよ後援会	葛飾区東新小岩6-26-8	R6. 12. 9
深見 貴子	区議会議員	都民ファーストの会深見貴子後援会	千代田区一番町20-5	R6. 12. 19

● 東京都選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和七年四月八日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
安野 貴博	デジタル民主主義を考える会	主たる事務所の所在地	中央区築地3-7-1	中央区湊3-4-10	R6. 10. 23
石飛 香織	都民ファーストの会いしとびかおり後援会	公職の種類	市議会議員	都議会議員	R4. 6. 12
牛山 正	牛山正後援会	主たる事務所の所在地	葛飾区東堀切3-9-6	葛飾区お花茶屋3-10-24	R6. 10. 24
徳永 由紀子	徳永ゆきこ後援会	主たる事務所の所在地	西東京市柳沢1-10-3	西東京市柳沢5-14-17	R6. 10. 1
塗木 洋平	ぬるき洋平後援会	主たる事務所の所在地	世田谷区世田谷1-29-14	杉並区上荻3-6-18	R6. 10. 7
濱崎 真也	ともに歩むくにたち	主たる事務所の所在地	国立市中1-11-48	国立市中1-16-73	R6. 10. 10

● 東京都選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十
九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定
により、次のとおり公表する。

令和七年四月八日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
伊藤 悠	伊藤悠後援会	公職の種類	区長	都議会議員	R6. 4. 14
		主たる事務所の所在地	目黒区上目黒1-1 7-6	目黒区五本木1-1 5-17	R6. 11. 25
稻垣 孝子	いながき孝子とまちの暮らしを考える会	主たる事務所の所在地	品川区豊町5-11 -9	品川区二葉1-10 -11	R6. 7. 1
猪口 幸子	いのくち幸子社会保障研究会	主たる事務所の所在地	葛飾区柴又4-9-16	葛飾区柴又4-6-14	R6. 10. 8
小田原 潔	誠潔会	主たる事務所の所在地	立川市高松町3-1 4-11	千代田区永田町2-1-2	R6. 11. 1
音喜多 駿	音喜多駿後援会	公職の種類	衆議院議員	参議院議員	R6. 10. 15
		主たる事務所の所在地	新宿区新宿1-10 -2	千代田区永田町2-1-1	R6. 10. 15
金澤 結衣	金澤ゆい後援会	主たる事務所の所在地	江東区深川2-16 -23	江東区三好4-7-21	R6. 11. 4
川口 めぐみ	かわぐちめぐみ後援会	公職の種類	都議会議員	衆議院議員	R6. 11. 1
田中 奏香	田中さやかと子どもの未来を育む会	主たる事務所の所在地	品川区豊町5-11 -9	品川区二葉1-10 -11	R6. 7. 1
山田 美樹	ねんりんの会	主たる事務所の所在地	新宿区四谷2-14	千代田区永田町2-1-2	R6. 11. 1
吉川 里奈	吉川りな後援会	主たる事務所の所在地	福岡県福岡市博多区 奈良屋町1-1	新宿区山吹町366 -1	R6. 10. 27
吉田 由美子	吉田ゆみことまちの未来をつくる会	主たる事務所の所在地	品川区豊町5-11 -9	品川区二葉1-10 -11	R6. 7. 1

● 東京都選挙管理委員会告示第三十七号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号) 第十

九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
青木 英太	青木英太を育てる会	主たる事務所の所在地	目黒区洗足2-18-3	目黒区原町2-7-11	R6. 6. 1
阿部 祐美子	あべ祐美子後援会	公職の種類	衆議院議員	都議会議員	R6. 10. 15
猪口 幸子	いのくち幸子社会保障研究会	主たる事務所の所在地	葛飾区柴又7-1-10	葛飾区柴又4-9-16	R6. 12. 9
上田 みのり	みのりあるめぐろ	政治団体の名称	みのりあるめぐろ	都民ファーストの会 上田みのり後援会	R6. 12. 4
江崎 早苗	えざきさなえ後援会	公職の種類	都議会議員	衆議院議員	R6. 12. 18
大賀 靖郎	次世代のための社会改良研究所	公職の種類	区議会議員	衆議院議員	R6. 12. 1
鎌田 悅子	かまた悦子サポートーズクラブ	主たる事務所の所在地	板橋区板橋2-64-5	板橋区上板橋3-26-7	R6. 12. 3
銀川 裕依子	銀川ゆい子後援会	公職の種類	都議会議員	区議会議員	R6. 6. 28
久保 里香	久保りかサポーターの会	政治団体の名称	久保りかサポーターの会	久保りか励ます会	R6. 12. 10
近藤 聖菜	都民ファーストの会宮本せな後援会	主たる事務所の所在地	新宿区西新宿5-8-5	練馬区東大泉6-31-26	R6. 12. 20
篠原 里佳	しのはらりか後援会	主たる事務所の所在地	品川区平塚1-1-4	品川区大井1-11-6	R6. 12. 24
高岡 潤子	高岡じゅん子と歩む会	公職の種類	都議会議員	区議会議員	R6. 12. 5
徳永 由紀子	徳永ゆきこ後援会	公職の種類	市議会議員	衆議院議員	R6. 12. 26
中村 真一	中村しんいち後援会	主たる事務所の所在地	新宿区戸山1-16-13	新宿区大久保2-2-20	R6. 8. 21

令和七年四月八日

東京都選挙管理委員会

望月 正謹	望月正謹後援会	公職の種類	都議会議員	衆議院議員	R6. 12. 22
山口 星矢	都民ファーストの会山口星矢後援会	政治団体の名称 主たる事務所の所在地	都民ファーストの会 山口星矢後援会 目黒区大橋1-5-1	山口星矢後援会 目黒区目黒本町5-3-19	R6. 12. 12
山下 金吾	山下金吾後援会	主たる事務所の所在地	江東区東砂3-6-18	江東区北砂2-18-2	R6. 4. 1
山根 洋平	洋山会	主たる事務所の所在地	調布市西つつじヶ丘3-23-3	調布市仙川町1-30-1	R6. 12. 1
吉田 桂介	吉田けいすけ後援会	主たる事務所の所在地	北区赤羽2-4-2	北区赤羽2-45-3	R5. 4. 5
若宮 健嗣	若宮けんじ後援会	主たる事務所の所在地	世田谷区太子堂4-6-1	千代田区永田町2-1-2	R6. 10. 30

● 東京都選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなつた旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和七年四月八日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
山田 貴久	山田たかひさ後援会	R6. 10. 30

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
小倉 將信	将成会	R6. 10. 9
菅 直人	菅直人を応援する会	R6. 10. 9
坂根 真木	広瀬まき後援会	R6. 9. 30
武井 雅昭	たけい雅昭後援会	R6. 6. 28

◎東京都選挙管理委員会告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和七年四月八日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
高木 陽介	高木陽介後援会	R6. 10. 9
中村 喜四郎	日比谷政治経済研究会	R6. 10. 9

◎東京都選挙管理委員会告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和七年四月八日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
有田 正寿	有田まさとし後援会	R6. 10. 28
猪口 孝一	孝友会	R6. 12. 1
音喜多 駿	音喜多駿後援会	R6. 12. 23
小野 泰輔	小野たいすけ後援会	R6. 11. 30
重田 悅平	重田じゅんpei後援会	R6. 12. 19
安田 伸	安田しん後援会	R6. 10. 28
吉田 桂介	吉田けいすけ後援会	R5. 4. 30
渡部 茂	わたべ茂後援会	R6. 12. 13

公 告

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第六十八条第一項の規定に基づき、町田市資源循環型施設整備事業について、次とおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する条例第六十六条第二項の規定により公告する。

令和七年四月八日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在
地

町田市

町田市長 石阪 丈一

町田市森野二丁目二番二十二号

二 対象事業の名称

町田市資源循環型施設整備事業

三 工事着手の年月日

平成二十九年六月十三日

四 工事完了の年月日

令和六年九月三十日

五 届出日

令和七年三月十三日

発行

電話 東京都

○三(五三二二)一一一八番一(代)号都

郵便番号 163-8001

定価一本号
(郵送料を含む。)
一箇月 六、六〇円
一一〇円印刷所勝美印株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
○三(三八一二)五一〇一(代)号社

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、再生紙のマーク。
リサイクルマーク。